

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第六号

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- 一 電線、電柱その他の工作物及びその附属設備で規則で定めるものの設置のために使用する行政財産の使用料の額 規則で定める額
- 二 来庁者（所用のため県の庁舎を訪れる者をいう。以下同じ。）以外の者が当該庁舎の来庁者駐車場（来庁者のために県が設置する駐車場であつて、規則で定めるものをいう。）に自動車を駐車する場合の使用料の額 一台一時間につき二百円

第三条に次の一項を加える。

5 前項第二号に規定する使用料の額に係る使用時間は、一時間未満の場合は一時間とし、一時間未満の端数を生じた場合はその端数を一時間として計算するものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第四項第二号に規定する使用料の納付の時期及び方法は、規則で定める。

第七条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。